

日本遺族厚生連盟の誕生

全国の遺族代表東京の神田寺に集まる

東京都の平和連盟本部の内紛は北原正幸氏の委員長辞任により解決し、その後占領軍総司令部の一応の了解をとり、厚生省方面との話し合いもするし、愈々十一月十七日全国総会を東京の神田寺で開催することとなり、準備委員長齊藤晃氏の名で、昭和二十二年十月二十七日、全国各都道府県に次のように連絡があった。

会議の状況とその内容

- 一、総会の日時 十一月十七、十八日午前九時
- 二、会場 東京都千代田区神田金沢町 神田寺
- 三、総会の次第
第一日（十一月十七日）

1. 経過報告
- (2) 議長選出
- (3) 議事

- (イ) 会名の決定
- (ロ) 会則審議
- (ハ) 役員を選出
- (ニ) 新役員の挨拶

この日全国二十八都道府県代表百三十五名が神田寺に参集して前記の会議を開き、準備委員長齊藤晃氏から、次のような経過報告があった。

経過報告があった。

経過報告

準備委員会は、数回に亘り総司令部社会局を訪ねて、戦没者遺族の全国組織結成に關して、その趣旨を説明して了解を求めた。これに対し、社会局福祉課長ネフ大佐から左のようなお話があった。

「戦争遺族がそのような組織をつくることは好ましいことではない。総司令部としては、遺族を特に冷酷に取扱うような指令はしていない。然し強いて組織をつくることを禁止はしない。若し組織をつくるならば、次の条件を必ず守らなければならない。

- (一) この組織は遺族の相互扶助を目的とすること。
- (二) この組織には現職の官吏、追放された者、元職業軍人等を役員として入れないこと。

右は総司令部の指示であるから、本部はもとより各都道府県及びその末端組織においても、これに反しないようにしなければならぬと思う。ここに不十分ながら諸般の準備を整えて、この会議を開いたのである。附議した案件につき御審議の上待望の全国組織を結成いたしたい。」

この日靖国神社囑託大谷藤之助氏も、会議に列席し、同氏から静岡県遺族会長、長島銀蔵氏（元貴族院議員）を紹介した。準備委員長の齊藤晃氏を議長に推し議事を進めた。種々議論はあったが、参会者満場一致で、戦没者遺族の全国組織を結成することを決定した。

次いで会名を審議し次のように定め、更に規約案を審議決定した。

会名 日本遺族厚生連盟

ここに山口県から昭和二十一年七月書類を以て靖国神社に、遺族の全国組織の結成幹施方を依頼してより一年有余、幾多の紆余曲折を経たが、漸やく待望の全国組織を結成するに至った。

役員 の 選 出

ついで規約に基づき役員を選出し、当分の間理事長制とし、次の通り選任した。

理事長	長島 銀藏 (静岡県)
常任理事	佐藤 信 (神奈川県)
同	栗原弥文治 (神奈川県)
同	近藤 頼子 (神奈川県)
同	斉藤 晃 (福島県)
同	福本富次郎 (東京都)
同	遠藤癸巳郎 (静岡県)
理 事	角山哲四郎 (大分県)
同	吉富 幸助 (山口県)
同	大河内 静 (大阪府)
同	片山 仁 (岡山県)
同	梅津 松雄 (岩手県)
同	愛知県代表

同	北海道代表
同	石川県代表
同	兵庫県代表
婦人理事	東京都代表
同	大阪府代表
同	神奈川県代表
評議員	その他道府県代表

以上の如く役員を選出した。

日本遺族厚生連盟本部事務所は、当分の間神奈川県庁内、神奈川県遺族厚生連合会内に置くこととし、東京の靖国神社の一室に連絡所を設けることにした。

ついで新たに理事長に就任した長島銀藏氏は次の要旨の挨拶をした。

長島理事長の挨拶要旨

この度全国代表者百三十余名の燃えあがる総意によって、日本遺族厚生連盟を結成し、不肖私が理事長に選ばれた。本連盟は戦没者遺族の大同団結によって、相互扶助と福利の増進、道義の高揚と平和日本の建設を目的とする。現下無差別平等が主唱されているがわれわれ遺族だけが格別に冷遇される現状は是正されなければならない。戦没者遺族が軍国主義の温床であるかの如き謬見は間違っている。総司令部に対し、遺族の心情を訴え、全国的組織造りについても了解を得た。厚生省当局に対

しても、大臣、次官、社会局長とも緊密な連絡をとつて、本日
の発足を見たことは実に喜ばしい。今後本部と各県との連絡を
密にし、未結成隣県の結成を促進することにも努力し、明春は
名実ともに全国一丸となった組織といたしたい。格段の御協力を
願う。

次に本会議において次の決議をした。

以上

日本遺族厚生連盟の決議

本日茲に全国都道府県遺族代表百三十余名の総意により、日
本遺族厚生連盟の結成を了し、左記各項の貫徹を期し、これが
速かなる実現を政府に要望する。

記

(一) 遺族、戦災者、引揚者の援護は、無差別平等の原則に則り、
現下遺族のみの冷遇を速やかに是正するよう具体的措置を講ず
ること。

(二) 戦災者特別税の免税を、遺族に対しても、戦災者、引揚者
と同様に適用すること。

(三) 共同募金の配分対象として遺族会を含むこと。

(四) 同胞援護会の援護対策として、遺族を被災者、引揚者と同
一に取扱ふこと。

右決議する。

昭和二十二年十一月十七日

日本遺族厚生連盟理事長

岩手県	梅津 松夫	山口県	吉富 幸助
埼玉県	矢島 撰一	宮城県	須藤物之助
福島県	大和田忠一	東京都	福本富次郎
佐賀県	橋本 五郎	栃木県	吉新 安蔵
宮崎県	荒川 岩吉	福井県	三井富治郎
新潟県	南波 善蔵	愛媛県	三好 喜蔵
鳥取県	米沢 安吉	三重県	青山新七郎
京都府	井沢吉次郎	大阪府	大河内 静
静岡県	遠藤癸二郎	岐阜県	坂井 仁木
長野県	滝沢 志郎	東京都	前田 佳子
東京都	下山 初弥	山梨県	窪田 徳蔵
大分県	津野 猶人	奈良県	滝沢 麻吉
神奈川	佐藤 信	青森県	藤田 美栄

以上で第一日の会議を終了した。

(註・このような決議をし、陳情しなければならぬ当時の状況
は誠になさけない有様であったことを想起してもらいた
い。)

第二日(十一月十八日)

午前九時全員神田寺に集合、本部の運営方法、各県の提出意
見を審議した。

会に報告すると共に同社の好意に対し満腔の謝意を表したいと思ひます。

財団法人の設立認可（二三、一〇、八）

山口県遺族連盟の基盤を確立し、社会的信頼を篤くし、その運営を円滑することが当面の緊急問題であるとして、財団法人設立に要する諸般の準備を整えて申請、昭和二十三年十月八日附で、法人設立を認可せられた。

これによつて財団法人山口県遺族連盟が発足した。法人設立の代表理事等次の通りであつた。

代表理事	山口市八幡馬場	吉 富 幸 助
理 事	美祢郡大田町	金 田 源 一 郎
同	厚狭郡厚狭町	村 上 治 郎 一
監 事	山口市嘉川	南 寛 我

新役員は次の通り。

会 長	佐 波 成 美
理事長	吉 富 幸 助
理 事	和 田 峯 治 郎
	村 上 治 郎 一
	金 田 源 一 郎
	河 村 定 一
	吉 村 傳

監 事	阿 部 法 一
	佐 村 清
	岡 崎 忠 祐
	奈良元 壽 輔
	徳 永 壯
	田 中 益 三
	南 寛 我

財団法人 山口県遺族連盟寄附行為

第一章 名称及び事務所

第一条 本連盟は財団法人山口県遺族連盟と称する

第二条 本連盟の事務所は山口市に置く

第二章 目的及事業

第三条 本連盟は山口県内に結成せる遺族会を以て組織し其の指導育成にあたり且遺族の相互扶助と慰藉救済の道を開き其の福祉増進を図り道義の昂揚平和日本の建設戦争の防止に貢献するを以て目的とする

第四条 本連盟は左の事業を行ふ

- 一、単位遺族会の育成指導
- 二、未亡人及遺児の保護指導
- 三、相互扶助と相互共励精神の涵養
- 四、慰霊祭の執行
- 五、講演会懇談会慰安会の実施

六、授産講習並びに福利厚生に関する事業

七、会報の発行

八、其の他必要なる事業

第三章 役職員

第五条 本連盟に左の役職員を置く

一、役員

理事一五名以内 監事二名以内

評議員三〇名以内

二、職員

主事、書記若干名

第六条 会長以下役員は評議員会に於て之を推挙す

但し設立当時の役員は設立者が委嘱する

第七条 評議員は各都市連合遺族会より一名宛選出委嘱する

第八条 会長は本連盟を統理する

副会長は会長事故あるとき之に代る

理事長は本連盟を代表し会務を処理する

理事は会務に関与する

監事は会計を監査する

職員は上司の命を受け事務に従事する

第九条 役員任期は二年とする補欠に依り就任した者の任期は前任者の残任期間とする

第十条 本連盟に顧問参与若干名を置く

第四章 会議

第十一条 評議員は会長に於て必要を認めた時又は評議員三分

の一以上の要求あつた時会長之を招集する

第十二条 評議員会の議長は会長之に當る役員は會議に出席して意見を述べる事が出来る

第十三条 評議員会は評議員半数以上の出席に依り成立する議案に対する賛否を送致した者は出席者と看做す

第十四条 評議員会の議事は出席者の過半数を以て之を決める

第十五条 評議員会の議決すべき事項は左の如し

一、年度事業計画 二、歳入歳出予算

三、決算の認定 四、其の他

第五章 資産及會計

第十六条 本連盟の基本財産は別紙目録の通り

第十七条 基本財産は評議員会に於て二分の一以上の同意を得監督庁の許可を受けるにあらざれば処分することが出来ない

第十八条 本連盟の資産は郵便官署又は銀行等に預託して保管する

第十九条 本連盟は左の収入に依り経理する

一、資産より生ずる収入

二、共同募金配分金又は寄附金

三、其の他の収入

第二十条 會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六章 雜則

第二十一条 本連盟の規約を改廃し若くは本連盟を解散せんとする場合は評議員会に於て四分の三以上の同意を得監督庁の許可を受けるものとする

第七章 単位遺族会及連合会

第二二条 遺族会は市（概ね小学校通学区毎に）町村単位に其の管内に居住する戦争犠牲者及び社会公共の爲の殉職者遺族を以て組織し地域的名称を冠する

第二三条 各都市の区域に連合会を置き地域的名称を冠する

第二四条 遺族会は本連盟の規約に基き会員の保護指導をする

第二五条 連合遺族会は本連盟の規約に基き管内遺族会の連絡指導にあたる

第二六条 遺族会及連合遺族会に左の役員を置く

会長一名 副会長二名

理事若干名 監事若干名

評議員若干名

第二七条 遺族会及連合遺族会は常時本連盟と緊密なる連絡の下に事業の推進を図る

附 則

第二八条 本連盟設立当時の役員を左の通委嘱する

理事 佐波 成美

同 吉富 幸助

同 金田源一郎

同 村上治郎一

監事 南 寛我

右財団法人山口県遺族連盟設立の爲本寄附行為を作成する

昭和二十三年九月二十一日

山口市大字八幡馬場十九番地

設立者 吉富 幸助

山口県全戦没者臨時大慰霊祭

県遺族連盟で執行（二三、一〇、八、九、一〇）

神道を敬遠し、神社行事を避けようとするのが占領軍のお気に召し、当時の時流であつた。その現状をかんがみ、山口県遺族連盟は、県下四万九千余柱の英霊を慰め、遺族の志気を高揚せんとして、県連盟主催の全戦没者臨時大慰霊祭を、御霊神社境内で執行することを計画した。吾々遺族が戦没者の慰霊祭を計画実施することは、占領軍に対しても憚るところはない。少くとも春秋二回盛大なお祭りをしようと考えたのである。

昭和二十三年秋全県下の遺族会に、お初穂米、玉串等の奉納方を促し協力を求めた。

祭典の日時は、十月八日前夜祭、同九日第一日祭、同十日を第二祭とし三日間の祭事を行なう。場所は御霊神社境内ときめた。当時の神社境内は狭隘（きょうあい）であり、且つ参拝遺族の汽車の混雑（当時貸切バスの利用はなかつた）などを考察して、参拝地区を次の通り区分して参拝するよう各会に通達した。

第一日参拝地区。

下関、宇部、萩、山口、岩国、厚狭、美祢、大島、佐波、玖珂の五市五郡関係遺族。

第二日参拝地区。

小野田、防府、徳山、下松、光、豊浦、大津、阿武、吉敷、都濃、熊毛の五市六郡関係遺族。

大慰霊祭の次第

十月八日午後八時、前夜祭

同 九日午前十時三十分、第一日祭、参拝遺族は四、四五〇名。
同 十日午前十時三十分、第二日祭、参拝遺族は四、二〇〇名。

この三日間連日好天氣に恵まれて、県連盟が執行した初めての行事であつたが、各会の熱心な協力と遺族多数の参拝によつて頗る盛大に行なわれた。参拝の遺族は夫々心尽しのお初穂を持参して神前に供え、なつかしくも霊前に額づき、たえて久しかりし、肉身の霊と社頭の対面に一しほの感激にひたり心から満足した。

祭典終了後思い思いの持参弁当を開いて、近隣なごやかに歓談にふけり、余興の演芸や相撲に時を過ごした。これらの行事で社頭は戦後最大の賑わいであつた。かくして県連盟主催の臨時大慰霊祭を盛大裡に終り、遺族たちは再会を約して家路に急いだ。この行事に対して鉄道側の協力もあり、遺族会の結束も強固となり、一般人の遺族会に対する認識のあらためられたものも少くなかつた。

以来山口県遺族連盟は、毎年春戦没者大慰霊祭を主催して執行することを例とした。昭和二十八年山口県護国神社奉賛会が設立されるまで独力でこれを実行してきた。

その頃遺族の声は、御霊神社の社名を旧に復すべきであるとの意見が強く表面にあらわれてきた。時の動きも既に熟したも

のと認め神社側とも協議して、社名を山口県護国神社に改めることをきめ、昭和二十七年八月その手続を了し、旧社名に復したのであるが、今尚宗教法人法による神社として存続している。

衆議院議員候補者に対し、遺族問題に関する

公開質問状を送付（二三、十一、二三）

衆議院議員

候補者の方へお願い

吾々遺族程戦争のため大きな犠牲を払った者は他にない事は日本国民の誰もが是認して居る処であります。此の遺族が今一番国家から冷遇され社会からも敬遠せられ寧ろ冷眼視されて居る状態であるが、こんな矛盾した事が何故現実にあるのでありましょうか

ポツダム宣言に依つて、戦争に従事した軍人に関しての全ての恩典は停止せられたであらうが、何も犯した事のない遺族に対しては何等の制限が加へられて居ない筈であります。遺族を戦争犯罪者だとか、戦争再発の温床だなどと考へ之を懲らしめて其の芽を止めなければならぬなど考へる事は非常に大きな間違であるのみならず、寧ろ残酷であり、人道上の問題であり国家道義の上からも許されない事である。国のために最大の犠牲を払った遺族に対し公約を破棄して何の酬ゆる事もしないのみか、逆に冷酷な扱いをし肩身の狭い思いをさせる様な政治は何れの世界にもあり得ない事と思ひます

会長 吉富 幸助
(遺族新聞六五号より)

全県民の力で

護国神社を維持

奉賛会の発足 (二八、八、一二)

八月二十二日午前十時より山口市会議事堂において山口県護国神社奉賛会設立発起人会を開き協議の結果全員の賛意を得て直ちに設立総会を開き奉賛会会則の制定、昭和二十八年年度の予算などを審議し次いで九月十日山口県遺族会館において更に役員会を開き今後の活動方針を決定した。

趣意書

本県出身殉国の英霊を奉斎する山口県護国神社の維持経営については終戦以来神社当局の苦慮にもかかわらず衰微の一途を辿り細々と朝夕の神事を執り行われるの外は春秋の慰霊大祭の行事にも事欠ぐ有様に加えて、御社殿をはじめ境内の荒廃みるに忍びざるものがありまして心ある人々の真に慨歎措く能はぬ処であります、そもそも本神社は山口県の全域に亘る戦没英霊を合祀され、県の公費をもつて維持運営されておりましたが終戦後政教分離の精神に基いて県の手を離れ全く経営主体を失つて現在の苦境に陥っている次第であります。

しかしこの神社の性格からして全県民が関連を有し、崇敬の象徴ともなすべきであると思ひましてこの度山口県全域に亘る

奉賛会を設立する発願をいたしました。

こいねがわくばこの奉賛会が広く県民の賛同を得相携えて祭神奉斎の趣旨に副い神社祭祀のいん脈隆昌を期しもつて目的の達成を図りたいと思ひます。

ここに江湖の御賛同をお願いする次第であります。

昭和二十八年八月二十二日

山口県護国神社

責任総代 笠原音五郎

同 吉富幸助

奉賛会役員一覧

名誉総裁 知事 小沢 太郎

会長 県会議長 二木 謙吾

副会長 労働民生部長 岸本 孝二

同 県会副議長 上利 彦一

同 県連会長 吉富 幸助

常務理事 県社会課長 川村 政一

同 宇部市会議長 上田 十一

同 同佐波郡町村議会議長 有近 利一

同 県連副会長 村上治郎一

同 連合会長 徳光 源治

理事

山口市議会議長 古永 幸造

小野田市 同 安近 勲治

9

下松市	同	武居 謙助
岩国市	同	瀬村 感
下関市後援会長		梶山 右一
大島郡町村議会議長		坪井 長一
熊毛郡	同	神崎 文助
吉敷郡	同	岡 敏夫
厚狭郡町村長会長		白石 龍彦
美祢郡同		中本 京三
豊浦郡町村議会議長		吉村政次郎
防府市連合遺族会長		阿部 法一
徳山市	同	佐々木 清
光市	同	今本 鉄三
萩市	同	三戸 安秋
玖珂郡	同	西村 久雄
都濃郡	同	蔵重 亀代
佐波郡	同	新見 薫
大津郡	同	村田 平吉
阿武郡	同	河村 定一
監事		
萩市		谷口 保雄
宇部市		沖本 佐一
評議員		
宇部市		秋富久太郎
防府市		時政鉄之助

徳山市		國広 幸彦
光		松岡 三雄
玖珂郡(北)		松田 茂生
同(南)		佐々木重松一
同(西)		西岡 長一
都濃郡		田中 米蔵
厚狭郡		岩崎 信作
豊浦郡		湊 庄助
大津郡		林 惣太郎
同		山本 茂
阿武郡		石田 宇平
同		村岡 音吉
下関市		和田峰治郎
小野田市		椿 魁彌
下松市		石永 竹三
岩国市		見山 隆宣
大島郡		奈良本寿輔
玖珂郡		佐村 清一
同		林 龜吉
熊毛郡		福森 利郎
吉敷郡		緒方 源一
美祢郡		柏村 宝三
豊浦郡		広田 良一
同		道永 藤一

阿武郡

三浦 仲治

顧問

山口県副知事

橋本 正之

同 総務部長

和田 克己

同 同議会厚生委員長

近間 忠一

同 市長会長

山下 太郎

同 町村会長

森本 常雄

同 市議会議長会長

吉賀 要作

同 町村議会議長会長

吉村伴治郎

同 法務関係者世話人会

高橋 忠治

同 社会福祉協議会長

参与

山口県十市長会事務局長

荒瀬 秀一

山口県町村会事務局長

松岡 雅

山口県庁関係課長

山口県護国神社

奉賛会会則

第一章 総則

第一条 本会は山口県護国神社奉賛会と称する

第二条 本会は山口県護国神社の崇敬者をもって組織する

第三条 本会は事務局を山口県護国神社内に置く

第四条 本会は必要に応じて支部を置くことが出来る

第二章 目的及び事業

第五条 本会は山口県護国神社の神徳を敬仰して神社の維持経

営を奉賛し英霊祭祀の興隆をはかるをもって目的とする

第六条 本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う

一、山口県護国神社の祭祀奉賛

二、同神社の維持経費奉納

三、その他本会の目的達成上必要なる事業

第三章 役員及び職員

第七条 本会に左の役員を置く

名誉総裁 一名

会長 一名

副会長 三名

理事 二五名

〔内五名を常務理事とする〕

監事 二名

評議員 六〇名

第八条 名誉総裁及び会長、副会長は理事会の推薦による

会長及び副会長は定員外の理事とする

理事及び監事は評議員会において選出する

常務理事は理事の互選による。評議員は各都市より選出した

もの及び篤信者、学識経験者の内より会長之を委嘱する

第九条 会長は会務を統理し本会を代表する

副会長は会長を扶け会長事故あるときはこれを代理する

常務理事は会長を補佐し会務を処理する

理事は理事会を組織し枢要なる事項を決定する

評議員は評議員会を組織し重要事を審議する

監事は財務を監査する

第十条 本会に顧問及び参与をおくことが出来る

顧問及び参与は理事会の決定により会長これを委嘱する

第十一条 本会事務局に主事及び書記をおく

第四章 会議

第十三条 会議はこれを理事会評議員会の二種に分ける

第十四条 理事会は会長これを随時招集し、評議員会の定例会は年一回とし臨時会は会長が必要と認めた時、又は評議員三分の一以上の要求があつた時会長これを招集する

各会の議長は会長とする

第十五条 会議は理事、評議員の過半数の出席がなければ開会することが出来ない

第十六条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもってこれを決する、可否同数なるときは議長が決定する

第十七条 会長は簡易な事項、又は急施を要する事項については書面で賛否を求め会議に代える事ができる。

第十八条 評議員会の議決を要する事項は次の通りとする

一、年度事業計画

二、歳入歳出予算

三、決算の認定

四、その他会長の附議した事項

第五章 会計

第十九条 本会は左の収入によって経理する

奉賛金、寄附金、その他の収入

第二十条 本会の資産は郵便官署又は銀行等に預託して保管する

第二十一条 本会の経理は一切の収入を歳入として、一切の支出を歳出とし歳入歳出は予算に編入しなければならない

予算及びその補正は評議員会の議決を経なければならない

第二十二条 予算には予算外支出又は予算超過支出に充るため予備費を設ける

書記若干名をおき会長これを任免する、主事及び書記は会長の指揮をうけて会務に従事する

第十二条 役員は名誉職とし任期は二年とする、但し補欠により就任したもの任期は前任者の残任期間とする

役員は再任を妨げない。

第二十三条 当該会計年度の出納はその年度終了後一ヶ月で閉鎖し、これに関する事務は閉鎖後二ヶ月以内に完結しなければならない

第二十四条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六章 規則の変更と解散

第二十五条 本規則は評議員三分の二以上の同意を得て変更することができる

第二十六条 この会を解散する場合は理事会の決議及び評議員三分の二以上の同意を得なければならない

第二十七条 前条により解散したときの残余財産は評議員会の

議決を得て山口県護国神社に奉納するものとする

第七章 附則

第二十八条 本会則施行上必要なる細則は理事会の議を経て会長これを定める

(遺族新聞六六号より)

山口県護国神社について

沿革

明治維新の大業克成のため、当時多くの志士が一身を顧みず国事に奔走し、遂に国難に殉じたのである。山口藩においては、これら殉国烈士の霊を慰めるため、元治元年四月（一八六四年）藩主毛利公が丹波頼徳之命をまつる祠を、山口市下宇野令（現山口市赤妻）に建立した。

これが私祭招魂社のはじめである。その後慶応から明治の初めに亘り防長二州二十二ヶ所の地にそれぞれの関係者によって私祭招魂社が創建せられた。

これは当時の殉国烈士の崇高なる犠牲的精神を追慕敬仰する、うるわしい国民感情のあらわれであったのである。

二、由緒

当社は明治維新前後より、幾多の国難・事変・戦争で一身を国家に捧げられた英霊を弔慰し、その勲績を敬仰するために、昭和十六年山口県民総意の協賛によって現鎮座地の山口市宮野

に創建された。しかし当社鎮祭の由来はこれより以前の明治期に遡る。

即ち防長献靖会は、嘉永六年（一八五三）以来君国のために盡忠報国の大義に殉じ靖国神社に鎮祭された山口県出身の英霊を、明治三十六年より毎春、山口の桜島練兵場に臨時祭壇を設けて盛大な招魂祭を肅行してきたが、やがて国家の制度に基づく祭祀を厳修して英霊を不朽に鎮祭し、県民の常時参拝が出来るよう招魂社建設が懇望されるに至ったのである。

そこで昭和十二年には、『山口県招魂社建設趣意書』が起され、翌昭和十三年九月二十日、山口県知事戸塚九一郎他五十名の連書をもって、『山口県招魂社創立願』が内務大臣へ出願されたのであった。同年十二月二十二日には内務大臣から創建の許可を得、翌十四年には桜島練兵場の北に隣接する適地を選定し、同年一月二十五日に地鎮祭を行い建設に取りかかった。

同十六年八月四日に至り社殿・社務所の竣工を見、同年十月九日内務省より「山口県護国神社」の指定を受け、同年十一月二十六日、御祭神七千一百五十八柱を合祀し、翌十七日鎮座祭が肅行され、以来例祭を始め慰霊の祭祀が盛大に肅行されたのである。

ところが大東亜戦争の終結、そして連合軍の占領政策により、昭和二十二年三月三十一日には社号を「御霊神社」と改称することを余儀なくされ、祭祀の執行・遺族の参拝にも制約が加えられた。

昭和二十七年、講和条約が成立した後の八月八日には、社号

を元来の「山口県護国神社」と復称すると共に、本来の姿を回復することができた。それ以後は、大東亜戦争戦没の英霊を順次合祀、さらに殉職自衛官をも御祭神に加え、現在五万二千一百二十一柱の御祭神を奉斎するに至っている。

三、御祭神

吉田寅次郎（松陰）命以下 五、一二二柱（平成七年）

御祭神戦役別柱数

明治維新大業の前線 一、三九九柱

佐賀、熊本、福岡の乱 三八柱

西南の役 四八三柱

日清戦争 三二七柱

北清事变 二五二柱

日露戦争 九九五柱

満州事变 四七九柱

日華事变 五、九〇九柱

大東亜戦争以後 四、一九四柱

殉職自衛官 四九柱

四、社格

旧内務省指定護国神社

五、祭儀

一月 一日 歳旦祭

一月 三日 元始祭

一五日 成人祭	八月一〇日 献灯みたま祭
二月節分日 節分祭	
一日 紀元祭	九月秋分日 秋分祭
一七日 祈年祭	一〇月一七日 神嘗祭当日祭
三月春分日 春分祭	十一月三日 秋季慰霊大祭
四月二八日 合祀祭	一二三日 新嘗祭
四月二九日春季慰霊大祭	二七〇 御鎮座記念祭
五月五日 例祭	一二月二三日 天長祭
六月三〇日 大祓祭	三二〇 大祓・除夜祭
毎月 一日 祥月祭	五日・一五日・二五日月次祭

六、施設

*建造物 本殿 一間社流れ造銅板葺 九坪

祝詞殿 切妻造銅板葺 四・五坪

拝殿 入母屋造銅板葺 二二坪

翼廊及神饌所・祭器庫 切妻造銅板葺 二六坪

権殿 鉄筋コンクリート流造 五坪

手水舎 流れ造銅板葺 一・五坪

参集殿 入母屋造銅板葺 七〇坪

社務所及付属棟 入母屋造銅板葺 四九坪

倉庫 二棟 一二坪

公衆便所 三棟 一八坪

社号標 石造 高さ三 m

大鳥居 石造 高さ九 m

以上一、二、とも本年十月一日から実施される。

(遺族新聞百五十九号より)

県連盟創立満十五周年

記念大会

山口県遺族連盟は昭和二十一年八月十日創立本年八月十日をもって満十五年を経過した。その間幾多の困難を排除しながら、むつかしかった多くの遺族問題を解決しつつ、たえざる努力を続けてきた。

今にして顧りみれば、よくもかくまで成長したものだとの感を深くするものである。

遺族会は今、旧町村単位に全県下に亘る組織され、全国的にも日本遺族会の名のもとに八百万の遺族を網羅（もうら）して津々浦々にこの組織網の至らざるはなく、英霊の顕彰と遺族の福祉をはかり、一般国民と共に相携えて、豊かにして平和なる祖国の建設に精進努力をつづけておる。

思想的にも中正を旨とする真に立派な民主団体として今日の成長を見たのである。遺族連盟がここに至るまでには県、市、町、村当局の容易ならぬ御支援と御協力を得たことは勿論であるが各会役員諸士の尊い犠牲的な御協力がよく今日をあらしめたものであることを銘記しなければならぬ。

本連盟はここに満十五周年を記念し、将来の発展を期するため十月十五日記念大会を山口市において開いた。

十五周年

記念大会の状況

十月十五日(日)この日秋晴れの大会日和であった。大会会場は山口市白石小学校講堂、午前十時十分開会遺族会役員(会長、副会長、婦人部長、青年部長)約六〇〇余名が参集。来賓は橋本山口県知事、同議会議長、衆議院議員田中龍夫、同小沢太郎、参議院議員大谷藤之助、同徳永正利、靖国神社奉賛会事務総長岩重隆治の各先生、兼行山口市長をはじめ各市町村長、山口県更正会長、県社会福祉協議会長、山口県郷友会長、同白菊会長等多数の参列があった。大会の進行は青年部幹事手島進君があつた。

大会の次第は次の通り

- 一、開会の辞
- 一、国歌斉唱
- 一、英霊追慕の黙祷
- 一、会長式辞
- 一、青年部長挨拶
- 一、物故会長名披露
- 一、物故会長に対する追悼の辞
- 一、知事祝辞
- 一、知事の感謝状贈呈
- 一、会長の感謝状贈呈
- 一、受賞者の謝辞
- 一、来賓祝辞 田中、小沢、大谷、徳永、岩重の各先生、県会

議長、山口市長（市町村長代表） 県更正会長等

一、前護国神社宮司青木通博氏に対する記念品の贈呈

一、経過報告（別項掲載）

一、今後の運動方針（裏面に掲載）

一、意見発表（河野道子さん、吉松和夫阿東青年部長）

一、婦人部の歌（桜散る日に） 合唱

一、閉会の辞

式後時事問題に関し衆議院議員小沢太郎先生の記念講演があった。終つて山口県遺族連盟の万才を三唱してあと折詰、瓶酒の懇談会をかね昼食に移った。

過去をかえりみ感激ひとしおの懇談会

永い苦難の道をあゆんだ昔話に花を咲かせ、いづとう解決されるか全くわからない遺族問題のために、署名集めをやったり、政府や国会に、色々のかたちで陳情して見たり、溺れるものが藁をもつかむ譬（たとへ）そのままに、随分苦勞の連続であった、あの頃を追憶すれば今の遺族の状態はまずもって極楽の入口に來た状況であり、感激一しおのものがある。今日参会者一同は均しく喜びを頒（わか）ち合うて感謝のうちに午後二時半散会した。

（遺族新聞百六十二号より）

花を献じ終つて午後零時五十分盛大裡に式典が終了した。
お言葉

(昭和三十八年八月十五日全国戦没者追悼式)
さきの大戦において、戦陣に散り、戦禍にたおれた数多くの
人々をいたみ、またその遺族を思い、常に胸の痛むのを覚える。
終戦以来、全国民とともに、わが国の復興発展と世界の平和
を祈念してここに十有八年、本日、親しくこの式典に臨み、万
感胸に迫り、ここに深く追悼の意を表する。

(遺族新聞百八十六号より)

第十八回全国戦没者

遺族大会

十月二十二日午前八時半から各都道府県毎に大会場・九段ホ
ールに入場、遺族一、六五〇名、午前十時開会。別項の通り進
行。自民党副総裁大野伴睦先生をはじめ衆参両院議員二百余名
が出席され、数名の議員からそれぞれの部門を代表して強気の
意志表明があり、厚生大臣代理砂原政務次官が別項の大臣挨拶
を朗読し政府の意のあるところを示され、大野自民副総裁から
も遺族会の要望事項を了承した、十分検討の上その実現をはか
ることを確約する旨挨拶された。そのあと宣言・決議・運動方
針を決議して十二時終了。午後二時から陳情運動を実施した。
衆議院は十月二十三日午後四時二十五分散された。十月三
十一日公示・十一月二十一日総選挙、いよいよ選挙戦に入るこ
とになり平素の恩顧にむくい今後の問題解決のため全国の遺族

は総力をあげて運動を展開する決意をかため急遽それぞれ帰県
した。

本県からこの度の大会に参加した者は次の通り。

会長	吉富 幸助
局長	堀 定雄
副会長	徳光 源治
下関市	安田 耕作
阿武郡	岩武 滋義
宇部市	藤谷 政輔
玖南区	石原 房市
下松市	清水 竹一
婦人部長	森 敦子
婦人副部長	笠井 敏枝
〃	山田 糸子
〃	林 克子

本県代表は二十三日靖国神社に参拝して今回の大会の成功を
感謝し、残された要望事項の完全解決を祈念して退京帰県した。
願わくば、県下全遺族の皆さんが、益々結束を強固にされ、
総選挙に対処すると共に、靖国神社国家護持をはじめ、祭祀料
の支給、戦没者に対する叙勲、未処遇遺族問題、老齢福祉年金
の併給限度の引上げ、直系血族のない老父母対策、公務員給与
の上昇に公務員扶助料等がスライドする制度等の七つの要望が実
現するため全幅の協力をされることを切望する次第である。

宣言

殉国の英霊を祀る靖国神社が戦後一宗教法人とされ今なお国家との関連が不当にも断絶されていることは断じて忍び得ないところである。われわれが多年にわたり熟慮している靖国神社の国家護持については、速かに法的措置を講ずるとともに、戦没者に対し栄典を授与して、その勲功を讃えられるべきである。また国は英霊に対する敬弔の意を表し、その祭祀を永続するため祭祀料を支給されたい。

老齢福祉年金と公務扶助料等との併給限度の引上げに関しては、かねて要望してきたにもかかわらず遂に約二十三万人が失権するに至った。われわれは速かにその救済をはかり併給限度を十万円に引上げることを強く要求する。

また戦後十八年を経た現在、法の不備等により未だ処遇にあずかれず不幸に泣く遺族、あるいはよるべき孤独の境涯に苦悩する老齢遺族が少なくない。速かに国の抜本的施策を切望する。

更には、公務員の給与ベースの改定に伴ない、公務扶助料等がこれにスライドして改定されるよう法的措置を講じ、遺族の物心両面にわたる安定をはかるよう要請する。

今や政局は緊迫の一途を辿っている。われわれはここに第十八回全国戦没者遺族大会を開き、これら諸懸案の完全解決こそ、わが国の精神的立直りの根本をなすものであることを重ねて政府、国会に訴えらるるとともに、全国八百万遺族の総力を結集し、

益々組織と団結をかため、要請貫徹に邁進することを誓う。右宣言する。

第十八回

全国戦没者遺族大会

決議

われわれ全国八百万の戦没者遺族は、本日ここに第十八回全国戦没者遺族大会を開き、左記事項の速かなる実現を要請する。

記

- 一、靖国神社は、国家で護持すること。
- 一、戦没者の祭祀を永続するため、祭祀料を支給すること。
- 一、国民年金法による老齢福祉年金の併給を受け得る限度を十万円に引上げること。
- 一、恩給法、援護法等を改正し、未だ処遇にあずかれない戦没者遺族の処遇を実現すること。
- 一、戦没者に対して栄典を授与すること。
- 一、直系血族のない老父母に対して特別給付金を支給すること。
- 一、公務員の給与ベースの改定に伴ない、公務扶助料等がこれにスライドするよう、法的措置を講ずること。

右決議する。

第十八回

全国戦没者遺族大会

運動方針

本日ここに第十八回全国戦没者遺族大会を開き運動を左の通り決定する。

記

一、われわれは第十八回全国戦没者遺族大会の決議事項を高く掲げて、日本遺族会の本部、地方支部市町村遺族会の全組織を通じて要望達成のための全国運動を展開する。

一、われわれは来るべき総選挙に際しては、全国八百万遺族の総力をあげ、組織と団結の真価を遺憾なく發揮して要望貫徹のための基盤を確立する。

昭和三十八年十月二十二日

第十八回

全国戦没者遺族大会

(遺族新聞百八十八号より)

右決議する。

昭和四十七年十一月八日

全国戦没者妻の決起大会

運動方針

私どもは、全国戦没者妻の決起大会における決議事項の実現を期し、靖国の妻の誇りと信念をもつてあらゆる困難を乗り越え左記の方針により、真摯熱烈なる運動を展開する。

記

一、私どもは、日本遺族会の本部、地方支部、市町村遺族会の組織を通じ、戦没者の妻の総力を結集して強力に運動を展開する。

二、私どもは、要望実現のための経費が、昭和四十八年度予算に計上されるよう、関係各機関に対し、条理をつくして不断の陳情を行う。

三、私どもは、要望達成のための運動推進本部を設置し、万全の方策を講じ、確乎不動の態勢をもつて秩序ある運動を実施する。

四、私どもは、来るべき総選挙に際して、総力をあげ組織と団結の真価を遺憾なく発揮して要望貫徹の基盤を確立する。

昭和四十七年十一月八日

全国戦没者妻の決起大会

大会終了後

示威行進

国会請願

大会終了後その場で昼食をすまし、午後一時、五、五〇〇人の参加者を十七梯団に編成、靖国神社中門前に各梯団五列縦隊に集合し、神前に於て代表者中井部長が玉串を捧げ、藤本局長の指揮で一同正式拝礼を行い、午後一時十五分靖国神社南門を経て、麹町二丁目、隼町交差点へ参、衆面会所へ日比谷公園に至り流れ解散。

参、衆両院面会所には、自民党議員各位が白練をかけて多数拍手を以て迎えられ夫々各県の請願書を受け取られた。

大会のスローガン

一、靖国神社法を速やかに成立させること。

一、戦没者の妻等に対する特別給付金を大幅に増額し継続すること。

一、公務扶助料の増額と未処遇者の処遇の徹底をはかること。

婦人部決起大会

本県の参加者名

大島郡	竹川	由恵	村田	浅江
玖珂郡	弘永	芳江	大橋カズエ	
山田こゆき				

熊毛郡 番谷マツエ 村田テフコ
 佐波郡 橋本サクヨ
 吉敷郡 原田マツエ
 厚狭郡 長井 佳子 江本マサ子
 美祢郡 若月 茂子
 豊浦郡 岡 当子
 金子 久代 松村 房子
 白石 初代
 大津郡 広瀬ヒサヨ
 阿武郡 長峯 秀子 阿武 君代
 藤村 貞子
 岩国市 賀屋 恭子 藤井 房江
 熊沢みどり
 柳井市 沖原チエ子 福島 澄子
 光市 大淵 文子
 下松市 井本 静江
 徳山市 唐本 貞子 宇佐川フサエ
 河島 愷
 新南陽市 河村 チエ
 防府市 原田富美子 加藤ツルヨ
 吉井 初代 西村 利子
 末永 実子
 山口市 山本 治代 梅田 テイ
 長田 清子

宇部市 浜野 薫 末永志都子
 井上ツルエ 藤井寿摩子
 小野田市 長安イマ子
 美祢市 伊藤テル子
 下関市 荒川 律子 武久ミドリ
 田村 ナツ 登根 久子
 勝田アサ子
 長門市 杉 芳子
 萩市 林 勝子 片山 寿子
 金子ハツヨ

(遺族新聞 二百九十六号より)

遺族運動の陣頭に立つ

山口県遺族連盟

戦没者妻の総決起大会

(大会の目的)

去る十一月八日、日本遺族会婦人部は靖国神社境内相撲場に於て、全国各都道府県から五、〇〇〇人(当日実参加人員は五、七〇〇人という)の参加を求めて、全国戦没者妻の総決起大会を開催したことについては十一月号遺族新聞によって既報したが、この大会は特に異彩を放ち、多大の成果を上げ、婦人部の存在価値を高く表現したのである。山口県代表として五六人の婦人部役員が参加されたが、それらの人々を中心として、県下に在住する九、〇〇〇余人の戦没者妻の全部の方々に、この大会の状況を知らせる。特に参加した妻たちの『はつらつたる意

三十三、昭和五十一年

「英霊顕彰に関する全国民的組織の結集をはかる」

従来の靖国神社国家護持の運動は、靖国神社法案の成立を中心に自民党に決断を迫る運動であった。しかし諸般の政治情勢は大きく変動しつつある。昭和四十九年十二月九日突如として成立した三木内閣には靖国問題と取組む気魄はなさそうである。自民党の一部にも方針がかわって、靖国問題を漸進的に段階的に解決を図ろうとする意向も現われて来た。

たまたま、昭和五十年四月、電通リサーチと宗教放送協会が靖国神社問題に関する世論調査の結果を発表した。

「それによると世論の八〇%以上がわれわれの主張に同調賛成している。」また五十年七月二日、「衆議院内閣委員会における参考人の意見発表も悉くわれわれの主張に同調である。」

ここに本問題の正しい解決は、まず国民世論の喚起と、その結集が問題解決に重大なる影響をもつことを深く認識したことがある。

われわれは勿論靖国神社国家護持の基本方針はこれを堅持するが、客年来の諸情勢に鑑み、過去十数回に亘り世話人会を開き、真剣に現状を分析検討して、以上の結論に到達したのである。

「英霊にこたえる会」の設立

全国民に訴えて御参加を望む

戦後民族精神は、占領政策の悪い影響を受け大きく変動をうけている。「しかし、前項の世論調査の結果に見ることく、日本民族の心の真奥には、正しい血流が脈々として響いていることを現わしている。尊い自らの生命を犠牲にして国家民族の楯となり大義に殉じた二百五十万英霊の崇高なる精神に対し、深い感謝と敬意を表しなければならないとする気運は確かに強く存在している。これを喚起し結集して、英霊顕彰に関し全国民的世論を作りあげようと言う結論に達し、趣意書及び会則を制定し、四、五月を準備期間とし、来る六月八日を期して、東京九段会館において「英霊にこたえる会」の発会式を盛大に挙行することにした。

尚、本会は各都道府県にその支部を設け全国民一丸となつてその目的の達成を期する決意である。何卒大方諸賢の御参加を切に願ひする次第である。

「英霊にこたえる会」の結成趣意書

戦後三十余年、わが国の平和と繁栄は、二百五十万英霊の尊いしずえの上に築かれていることを、われわれ国民は決して忘れてはなりません。しかしこの繁栄も「魂なき繁栄」といわれ、いまや政治、経済、外交、教育などのあらゆる面において、重大なる転換期に直面しております。

「わが国の存在のため、身をもつて難局に殉じた幾多同胞の尊い献身と犠牲に対し、敬意と感謝の誠をつくすことは国及び国民として当然のつとめであります。」

同時に平和のいしずえとなつた英霊のかけがえない生命の重さを銘記し、「その遺志にこたえることは、現代に生きるすべての世代の重大な責任であります。」

それは、あくまでわが国の自由と平和を守りぬこうとする日本国民の決意の基盤をなし、また、今世紀に二度まで世界大戦の悲劇を体験した人類の悲願につながるものであります。「世界いずれの国においても、戦没者に対する慰霊と顕彰が国の最高儀礼をもつて行なわれ、さらに国際的儀礼とされているのは決して偶然ではありません。」しかるに戦後わが国においては「戦没者に対する慰霊、さらには英霊をまつる靖国神社のあり方をめぐつて久しく不毛な対立と抗争をくり返していることはまことに遺憾であり、ここに民族にとつて最大の不幸が存するといふべきであります。」

靖国の英霊に対し国の名において最もふさわしい儀礼をつくすことは極めて当然のことであり、国民多数の真情に合致するところであります。

靖国神社問題が、政争の具とされたり、また、軍国主義の復活等と結びつけて論議されること自体、全く體質を逸脱したもののといわねばなりません。

「英霊に対する国及び国民の基本姿勢の確立こそ、今日の急務であり、そのためには、最早、政治の場のみにゆだねることなく、国民の一人一人が勇気をもつて行動を起すべきときであります。」「国民各層の良識を結集し、英霊にこたえる国民的運動を展開し、その総意を反映させるならば、必ず正しい解決がみか

られることを確信いたします。

この国民一人一人の自覚と行動こそが戦後風潮を脱却して、「わが民族の魂をよみがえらせ、祖国の基本方向を確立する唯一の途と信ずる次第であります。」

ここに有志相諮り、広く国民の各界各層に対し「英霊にこたえる会」への参加を呼びかける次第であります。

(遺族新聞三百三十七号より)

財団法人 山口県遺族連盟

監事会 (六月二日)

理事、評議員合同会議 (六月二日) 開催

財団法人 山口県遺族連盟

基本財産造成に関する趣意書

想えば大東亜戦争は、日本民族が嘗て経験した事のない無条件降伏と言う惨憺たる情況のもとに終結した。そのためわが国土の全域に亘り占領軍が進駐し彼等の意のままに占領行政が行なわれ中でも戦没者遺族が物心両面において一番冷酷悲惨なる取扱いを受けた。

それらの遺族は県下に四万数千世帯の多くにのぼりこれをそのまま放置する事は重大なる社会的問題であつた。

世にも不幸で扶けなきこの遺族を組織して各々自らの立上りを促がすと共に経済援護の道を講ずることは緊急なる事業であるとして発足したのが山口県遺族連盟である。かくして諸般の